

令和4年第3回
箕面市農業委員会総会会議録
令和4年3月17日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年3月17日（木）
午後1時30分から午後2時32分まで

2. 出席委員（14名）

1番 稲垣 恵一	2番 神代 繁近	3番 川上 加津子
5番 長澤 昇	6番 麻生 忠	7番 中井 徳治
8番 牧野 弘	9番 岸本 信夫	11番 岡沢 聰
12番 尾崎 孝	15番 中西 利一	16番 中村 孝三
20番 野口 康夫	21番 中井 博幸	

3. 欠席委員（7名）

4番 笹川 治久	10番 坂本 豊廣	13番 稲野 実
14番 笹川 悅子	17番 長澤 均	18番 中井 啓二
19番 加藤 博一		

4. 会議録署名委員 21番 中井 博幸、2番 神代 繁近

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治、
参 事 竹内 亜衣、主 任 辻岡 昌樹、 美谷 一哉

6. 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 第19号議案 | 箕面市農業委員会会議規則の一部改正の件 |
| 第20号議案 | 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件 |
| 第21号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件 |
| 第22号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件 |
| 第23号議案 | 農用地利用集積計画の作成の件 |
| 第24号議案 | 農用地利用集積計画の作成の件 |
| 第25号議案 | 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（一括方式）の作成の件 |
| 報告第8号 | 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理） |
| 報告第9号 | 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理） |
| 報告第10号 | 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理） |
| 報告第11号 | 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理） |
| 報告第12号 | 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理） |
| 報告第13号 | 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理） |
| 報告第14号 | 事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理） |
| 報告第15号 | 農地等状況報告の件 |

令和4年第3回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長	それでは、ただ今から、令和4年第3回箕面市農業委員会総会を開会いたします。 座らせていただいて、進行させていただきます。 本日、案件が多数ございますので、説明や質疑については簡潔にまとめていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に、総会及び部会の会議は公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
事務局長	希望者はございません。
事務局	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。 本日は、委員21名中、出席委員は14名、加えて、笛川治久委員、坂本委員、稻野委員、笛川悦子委員、長澤均委員、中井啓二委員および加藤委員の7名から委任状の提出がございます。
議長	従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
全委員長	それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
事務局	(異議なし) それでは、21番 中井会長職務代理、2番 神代委員さんにお願いします。 次に、日程第2、第19号議案、箕面市農業委員会会議規則の一部改正の件を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。 ただいま議題となりました第19号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。 本件は、本委員会の運営に係る事務の効率化を図るため、本規則の改正をご提案するものです。 改正の内容といたしましては、会議招集に係る委員への通知及び公示について規定している第2条第2項を削るものになります。 提案理由といたしましては、本条項が、農業委員会総会の開催に係る委員の皆さまへの通知及び公示の日を会議の5日前に限定するものであることから、本条項を削り、事務の効率化を図るためです。 以上、第19号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
野口委員 メールで開催案内を送付する場合、資料の写真はカラーになるのですか。
事務局 開催の案内のみで、資料は今までどおり紙で送付させていただきます。
野口委員 了解いたしました。
議長 他にないようござりますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員 (異議なし)
議長 ご異議がないようござりますので、本件につきましては、原案どおり決定いたします。
次に、日程第3、第20号議案、農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件を議題といたします。
本件は、[REDACTED]さんご本人に関わる案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、[REDACTED]さんには一時退席していただきます。
[REDACTED] (退席)
議長 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事務局 ただいま議題となりました第20号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書2ページ、参考資料2ページからでございます。
申請地は、白島[REDACTED]、地目は台帳・現況ともに[REDACTED]、面積は、
[REDACTED]平方メートル、他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は[REDACTED]
平方メートルです。
被設定人は、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、職業は[REDACTED]です。
設定人は、[REDACTED]氏、他29名の合計30名で、転用目的は、
[REDACTED]、農地区分は第2種農地です。
この農地区分については、申請地が、住宅、公共施設等が連たんした区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地となっています。
以上、第20号議案のご説明といたします。
議長 本件につきまして、3地区にまたがる案件ですので代表して、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
中村委員 第20号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、現在、[REDACTED]、[REDACTED]から東に約[REDACTED]メートルのところに位置する[REDACTED]筆の農地です。
被設定人の[REDACTED]が、[REDACTED]を建設するため、設定人の[REDACTED]氏、他29名から申請地を借り受けるものです。

被設定人は、事業の目的が達成可能な土地について、市内外を含め、3カ所以上の場所で検討されましたが、敷地面積が想定する事業規模より小さい、交通の便が悪く、集客が見込めないため採算がとれない、既存の建物の撤去費用や工事費用の条件が合わない、などの事情により、本申請地以外での事業目的の達成は困難と判断され、市街化調整区域ではありますが、申請地を事業地に選定されたものです。

周辺の農地の状況ですが、北側と中心部の西側に [REDACTED] があり、そのほかは [REDACTED] または [REDACTED] に隣接しています。

排水につきましては、汚水は公共下水道へ接続、雨水は既設水路等へ放流されます。

なお、申請地中央の水路は、残すこととなっています。

加えて、転用について、隣接する農地の耕作者と水利組合からの同意も得られており、周囲の農業経営への影響はなく、問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わりります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

私の担当する地域の地権者もおられ、現地を見てきましたので、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、参考資料の図面や航空図を見ると、申請地中央に道が走っていますが、これは里道でしょうか。

その道沿いの西側に1筆だけ残っている農地へはこの道から出入りすると思うのですが、この道の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

次に2点目として、申請地中央の水路はそのまま残すことですが、現状から変更はなく、これまでどおり残った農地にも用水は供給されるという理解でよいでしょうか。

また、今後の管理について、事業地内では、水利組合が管理しづらいと思いますが、どうなりますか。

最後に、雨水は既設水路等へ放流とのことですが、残っている農地や下流域の農地への影響はありますか。

接続状況をもう少し詳しくお伺いできますか。

まず1点目の質問ですが、ご指摘の道は里道になります。

この里道は、転用後も残すこととなっており、1筆だけ残っている農地への出入りは可能です。

ただし、北と南側の入口にはポールが設置され、一般車両の通行はできないようにされることですが、当該農地の所有者には、出入りできるように入口の鍵が渡されると聞いており問題ないと思います。

次に2点目の質問ですが、申請地中央の水路は、その上を人や車が通行するため、すべてグレーチングで蓋がされるものの、水の流れは現状から変わ

議長
麻生委員

中村委員

らないと聞いています。

この水路は、[REDACTED]の下を抜け、南側の[REDACTED]地区までつながっているのですが、そちらへの供給も変わらないことです。

転用にあたっては、[REDACTED]の水利組合も含めて同意も得られており、問題ありません。

水路の管理については、今後、事業者が行うと聞いております。

最後の質問についてですが、雨水の処理としては、申請地内で自然浸透できる敷地をとることとし、東部は[REDACTED]、中央は既設水路、西側は既設水路を通り、[REDACTED]から下流域に流れることになっています。

流量等も各担当部局で確認し、問題ないことを確認しています。

了解いたしました。

他に質疑はございませんか。

[REDACTED]となっていますが、具体的にはどんな施設ができるのか教えてください。

これから将来にわたり生活を楽しめる提案型の展示を見ながら、カフェやアスレチックなどの施設を併設した、1日中楽しめる[REDACTED]を予定されています。

了解いたしました。

他に質疑はございませんか。

市街化調整区域での開発行為は、都市計画法上で制限されていると思いますが、開発許可の状況はどうなっていますか。

本件は、都市計画法第29条に基づき、開発行為の許可が必要な案件になっており、農業委員会の申請とは別に、市の担当部局へ許可申請がなされています。

なお、市街化調整区域内の開発行為については、都市計画法第34条で厳しく制限されていますが、今回、建設される施設は、1haを超える[REDACTED]となっていて、都市計画法第4条で規定されている第2種特定工作物というものに該当します。

この場合、第34条の適用が除外されますので、開発許可が可能となります。

そのため、市担当部局からは、3月末に開催される箕面市地域建設行為審査会に諮った後、許可する見込みであると聞いています。

了解いたしました。

他に質疑はございませんか。

転用後の課税地目は、どうなりますか。

また、税額等はいつ変更されるのでしょうか。

個別具体的な農地がどうなるかは、プライバシーの観点からお答えできませ

麻生委員

議長

尾崎委員

事務局

尾崎委員

議長

岡沢委員

事務局

岡沢委員

議長

中井博幸委員

事務局

んが、転用後の地目は、宅地または雑種地になるのが一般的です。

税額等の変更は、1月1日を基準日として、算定されますので、今回転用された農地については、来年より課税が変更されます。

中井博幸委員

議長

了解いたしました。

他に質疑はございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

審議が終わりましたので、[REDACTED]さんに入室していただきます。

[REDACTED]入室

議長

次に、日程第4、第21号議案及び日程第5、第22号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、被相続人が同一で関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第21号議案及び第22号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料5ページからでございます。

両議案とも、被相続人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]

[REDACTED]所有面積は[REDACTED]平方メートルです。

両議案とも相続人の住所は被相続人と同一で、第21号議案の相続人は、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、生年月日は[REDACTED]、相続開始年月日は[REDACTED]、適用面積は[REDACTED]平方メートル、被相続人との続柄は[REDACTED]です。

適用農地につきましては、如意谷[REDACTED]、地目は台帳、現況とともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルの生産緑地です。

第22号議案の相続人は、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、生年月日は[REDACTED]

[REDACTED]、相続開始年月日は[REDACTED]、適用面積は[REDACTED]

[REDACTED]平方メートル、被相続人との続柄は[REDACTED]です。

適用農地につきましては、如意谷[REDACTED]、地目は台帳、現況とともに[REDACTED]面積は[REDACTED]平方メートル他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルで、すべて生産緑地です。

以上、第21号議案及び第22号議案のご説明といたします。

議長 岸本委員 本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。第21号及び第22号議案につきまして、合わせて調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]交差点の東側及び南側に点在する合計 [REDACTED]筆の農地です。

申請人の[REDACTED]氏と[REDACTED]氏は、[REDACTED]に、所有者であった[REDACTED]及び[REDACTED]である[REDACTED]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

両者は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、専業で農作業に従事されており、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようござりますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようござりますので、本件を承認することに決定いたします。

次に日程第6、第23号議案および日程第7、第24号議案はいずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第6、第23号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 第23号議案の説明に先立ちまして、第23号議案及び第24号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら2件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第23号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は栗生間谷東[REDACTED]、地目は、台帳[REDACTED]現況[REDACTED]面積は[REDACTED]■平方メートル、他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は[REDACTED]■平方メートルです。

借り手は西小路4丁目6番1号、箕面市長 上島一彦氏、職業は行政機関です。

議長

長澤昇委員

議長

全委員
議長

事務局

貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、
持ち分 [REDACTED]、他 1 名、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までです。

以上、第 23 号議案のご説明といたします。

本件につきまして、長澤昇委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

第 23 号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[REDACTED] から北西約 [REDACTED] メートルに位置する [REDACTED] 筆の農地
です。

貸し手は、[REDACTED] 氏他 1 名で、現在、申請地につきましては、借り手で
ある箕面市が利用権の設定を受け、箕面市農業公社が耕作をしています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希
望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

なお、耕作については、引き続き、箕面市農業公社が担っていくことと
です。

本件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている
ので問題ないものと思います。

以上、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようござりますので、本件につきましては、問題ないものとして、
原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思ひますが、
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでござりますので、本件につきましては、原案どおり決
定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第 7、第 24 号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第 24 号議案につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書 4 ページ、参考資料 13 ページからでございます。

申請地は上止々呂美 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED]
平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルで
す。

借り手は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

貸し手は、[REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は
使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月
31 日までです。

議長
尾崎委員

以上、第24号議案のご説明といたします。
本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
第24号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、[REDACTED]から西に約[REDACTED]メートルのところにある[REDACTED]筆の農地です。

貸し手は、[REDACTED]氏で、この度、借り手の[REDACTED]氏が、経営規模を拡大するため、新たに利用権の設定を行うものです。

借り手の[REDACTED]氏は現在、止々呂美地区内において主に野菜を栽培されており、しっかり耕作をされておりますので、問題なく耕作をしていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長
全委員長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようござりますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでござりますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第25号議案、農地中間管理事業における農用地利用集積計画（一括方式）の作成の件を議題といたします。

事務局

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第25号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料15ページからでございます。

本件は、箕面市長より農地中間管理事業における農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、委員会の決定を求められたものです。

申請地は新稻[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二氏、貸し手は[REDACTED]、[REDACTED]氏、設定する利用権の種類は賃借権、設定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上、第25号議案のご説明といたします。

議長
中井徳治委員

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。
第25号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、[REDACTED]から南へ約[REDACTED]メートルのところにある農地で、貸し手は、[REDACTED]氏です。

借り手は、[REDACTED]氏で、この度、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定を行うものです。

[REDACTED]氏は、現在、豊能町で就農研修を受講中で、この4月より同町で就農を予定されています。

他にも複数の農業研修を受講され、併せて、日本農業技術検定も取得されています。

農機具も所有されており、問題なく耕作をされていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第8号から第14号までの7件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

日程第9、報告第8号から日程第11、報告第10号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第9、報告第8号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第8号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、箕面[REDACTED]、地目は、台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、転用目的は[REDACTED]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年2月8日専決し、

議長
牧野委員

処理するものでございます。

以上、報告第8号のご説明といたします。

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第8号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED]から北東へ約[REDACTED]メートル行ったところにある土地です。

届出人の[REDACTED]氏が、[REDACTED]として4条の転用届出をされたものです。

届出地は、平成3年頃に建物を建築され、その後、[REDACTED]氏が相続された時点で、すでに自宅敷地の一部として使用されていたものです。

当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出がなされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、[REDACTED]となっており、農地はないことから、転用による周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長
事務局

次に、日程第10、報告第9号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第9号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、新稻[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]、転用目的は[REDACTED]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年3月2日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第9号のご説明といたします。

議長
中井徳治委員

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第9号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED]から西へ約[REDACTED]メートル行ったところにある農地です。

届出人の[REDACTED]氏が、[REDACTED]を整備するため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、西側は[REDACTED]、東側、北側及び南側は[REDACTED]となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

議長
事務局

以上で、調査内容の報告を終わります。
次に、日程第11、報告第10号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地は、西小路 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] 転用目的は [REDACTED] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年3月3日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第10号のご説明といたします。

議長
牧野委員

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第10号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED] から南へ約 [REDACTED] メートル行ったところにある土地です。

[REDACTED] 氏が、[REDACTED] として4条の転用届出をされたものです。

届出地は、昭和8年頃から [REDACTED] の一部として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、東側は [REDACTED] 南側は [REDACTED]、西側及び北側は [REDACTED] となっており、汚水等は西側及び北側の公共下水道へ接続され、雨水等は道路側溝へ放流されているため周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長
事務局

次の日程第12、報告第11号から日程第14、報告第13号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、日程第12、報告第11号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第11号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料は23ページからでございます。

届出地の所在は萱野 [REDACTED]、地目は、台帳、現況とともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートル

です。

譲受人は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

譲渡人は [REDACTED] 氏、持ち分 [REDACTED] %、他 1 名、転用目的は [REDACTED] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第 3 条の規定により、令和 4 年 2 月 4 日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第 11 号のご説明といたします。

議長 本件につきましては、[REDACTED] 地区で担当は [REDACTED] さんですが、[REDACTED] さん本人の案件でございますので、[REDACTED] さんに代わり、野口委員さんに調査いただきました。

野口委員より調査内容の報告をお願いします。

報告第 11 号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、萱野 [REDACTED] から南に約 [REDACTED] メートル行ったところにある [REDACTED] 筆の農地です。

譲渡人は [REDACTED] 氏他 1 名で、譲受人の [REDACTED] が [REDACTED] を整備されるため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側及び西側は [REDACTED]、東側は [REDACTED]、南側は [REDACTED] となっており、雨水等は道路側溝へ放流されることから、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

次に日程第 13、報告第 12 号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第 12 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書 6 ページ、参考資料は 25 ページからでございます。

届出地の所在は西宿 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は [REDACTED]、[REDACTED] 氏、職業は [REDACTED] です。

譲渡人は [REDACTED]、[REDACTED] 氏、持ち分 [REDACTED] %、他 3 名、転用目的は [REDACTED] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第 3 条の規定により、令和 4 年 2 月 9 日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第 12 号のご説明といたします。

議長
野口委員

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いします。
報告第12号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[REDACTED]の北側に隣接する農地です。
譲渡人は、[REDACTED]氏他3名で、譲受人の[REDACTED]が[REDACTED]を整備するため、所有権を移転するものです。
周辺につきましては、西側は[REDACTED]、北側、南側及び東側は[REDACTED]となっており、雨水等は自然浸透です。
転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。
以上が調査内容の報告となります、こちらの農地につきましては、以前より相続人が決まらないことから遊休農地化し、長年地区内で課題となっていました。
この度の転用により、その遊休農地が解消されましたことをあわせてご報告いたします。

議長
事務局

次に日程第14、報告第13号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。
ただいま議題となりました報告第13号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書7ページ、参考資料は27ページからでございます。
届出地の所在は萱野[REDACTED]、地目は、台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートル他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。
譲受人は[REDACTED]、[REDACTED]
氏、職業は[REDACTED]です。
譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]氏、持ち分[REDACTED]、
他3名、転用目的は[REDACTED]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年2月14日専決し、処理するものでございます。

議長
麻生委員

以上、報告第13号のご説明といたします。
本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いします。
報告第13号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[REDACTED]の東側に隣接する農地で、譲渡人は、[REDACTED]氏他3名で、譲受人の[REDACTED]が[REDACTED]を整備するため、所有権を移転するものです。
周辺につきましては、東側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、北側は[REDACTED]で、南側は[REDACTED]となっており、雨水等は自然浸透です。
この農地周辺には、昔からの慣行水路が通っておりますが、転用後は、そ

の水路を維持することで、地元水利組合と覚書を締結されていますので、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に日程第15、報告第14号事務処理の報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第14号につきましてご説明申し上げます

議案書7ページ、参考資料29ページからでございます。

報告地は、今宮 [REDACTED]、地目は台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED]
[REDACTED] 平方メートルの内 [REDACTED] 平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]、[REDACTED] 氏、施設の概要は [REDACTED]
[REDACTED] です。

周辺につきましては、北側・西側は [REDACTED]、南側は [REDACTED]、東側は
[REDACTED] となっており、[REDACTED] の設置による他の農地への影響はありません。

本届出は、令和4年2月8日に受理したものです。

以上、報告第14号のご説明といたします。

それでは、ただいま報告のありました7件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

先ほど野口委員さんから遊休農地の解消について報告がありましたが、5～6年前の状況報告では、たくさんの遊休農地がありました。

各農業委員さんの農地パトロール等での活動によるもので、感謝いたします。

引き続きパトロール等を実施いただき、この状況を保っていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

神代委員さんからもご意見をいただきましたが、報告第12号につきましては、過去の状況報告を見ても、長年遊休化が続いていた案件でした。

野口委員さんをはじめ各農業委員さんの指導、活動のおかげで遊休農地が減ったものと思います。改めてお礼申し上げます。

他に質疑はございませんか。

ないようでございますので、次に、日程第16、報告第15号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしま

	した。
事務局	事務局から連絡事項はございますか。
議長	(農業用倉庫の建築について・農業委員会の開催通知の変更について・次回日程について連絡)
中井博幸委員	他にその他ということで何かありませんか。
	農業用機械燃料の小分け販売について、大阪市での放火事件以来、ガソリンと軽油も含め販売が中止になったガソリンスタンドが多くあり、私を含め皆さん困っておられますので提案をさせていただきます。
	出来ることなら、農業委員会から市内ガソリンスタンドに対し、農業者に給油してもらえるようにお願いしてもらえないでしょうか。
	例えば、公用車が給油している契約事業者に対して、農業者の証明を発行して販売するなどの検討をお願いします。
事務局	1月に調査したところでは、市内13事業所の内、5か所が販売可能で、3か所は新規以外は可能、残り5か所が販売中止でしたが、改めて依頼できるか等の調査を行い、報告させていただきます。
議長	他にご意見はありませんか。
	ないようでございますので、これをもちまして令和4年第3回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。
	(午後2時32分閉会)

上記は、令和4年第3回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 猪垣憲一

署名委員 中井博幸

署名委員 神代繁近

